鹿児島県介護事業所内保育所運営費補助事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　知事は、介護職員の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育を行うため、予算の定めるところにより法人等に対して予算の範囲内おいて補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第１号。以下「規則」という 。）及び鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成26年12月18日制定。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第２条　規則第３条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類のうち、交付要綱第４条第２項第５項に定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書の附票（別記第１－１号様式）

(2) 保育士等給与費明細書（別記第１－２号様式）

(3) 介護事業所内保育施設の保育料金が規定された規則等の書類

(4) 介護事業所内保育施設の運営収支状況調査票（別記第１－３号様式）

(5) 介護事業所内保育施設設置介護事業所決算状況調査票（別記第１－４号様式）

(6) 24時間保育実施計画書(別記第１－５号様式)(24時間保育を実施する介護事業所に限る。)

(7) 病児等保育実施計画書(別記第１－６号様式)(病児等保育を実施する介護事業所に限る。)

(8) 前々年度の介護事業所内保育施設設置事業所等決算書

２　補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は１部とする。

（補助事業の内容等の変更）

第３条　規則第７条第１項の補助事業の内容等の変更事由は、交付要綱第７条第１項に定めるとおりとする。

２　規則第７条第１項の規定により補助金等変更申請書に添付すべき書類のうち、交付要綱第７条第２項第４号に定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書の附票（別記第１－１号様式）

(2) 保育士等給与費明細書（別記第１－２号様式）

(3) 24時間保育実施変更計画書（別記第１－５号様式）(24時間保育の内容に変更があった場合に限る。)

(4) 病児等保育実施変更計画書（別記第１－６号様式）(病児等保育の内容に変更があった場合に限る。)

（実績報告）

第４条　規則第13条の補助事業等実績報告書に添付すべき書類のうち、交付要綱第11条第２項第９号に定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書の附票（別記第１－１号様式）

(2) 保育士等給与費明細書（別記第１－２号様式）

(3) 24時間保育実施実績書(別記第１－５号様式)(24時間保育を実施する介護事業所に限る。)
(4) 病児等保育実施実績書(別記第１－６号様式)(病児等保育を実施する介護事業所に限る。)

(基準額)
第５条　交付要綱別表１「介護事業所内保育所運営費補助事業」の項、「基準額」の欄における負担能力指数及び病児等保育については、別添のとおりとする。

(事業者の義務)
第６条　事業者は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

(雑則)
第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
(施行期日)
この要領は、平成28年６月28日から施行する。

〔別添〕

「鹿児島県介護事業所内保育所運営費補助事業」における負担能力指数及び病児等保育について

第１　負担能力指数の算出方法については、以下のとおりとする。

１　負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の介護事業所等決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の介護事業所内保育所運営費に係る設置者負担額（介護事業所内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、介護事業所内保育所運営費は、介護事業所内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費　＝保育士等の数　×　標準人件費　＋　その他の経費

注）（１）　保育士等の数は、当該年度の４月１日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の介護事業所内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める介護事業所内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第２位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がＡ型特例及びＡ型にあっては２人、Ｂ型にあっては４人、Ｂ型特例にあっては１０人を下回る場合は、当該介護事業所内保育施設の保育士等の数は、Ａ型特例及びＡ型２人、Ｂ型４人、Ｂ型特例１０人とする。

（２）　その他経費は、介護事業所内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等介護事業所内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

（３）　標準人件費は、以下に定める介護事業所保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○介護事業所内保育所に係る標準経費の算出に用いる保育士等の算出基準児童数
２．６人

○介護事業所内保育所に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額３，１８６，０００円

（計算式）

$$\text{負担能力指数} = \frac{\text{補助を受けようとする年度の前々年度の保育所運営介護事業所の剰余金(収益－費用)}}{\text{標準負担額と運営費見込額から保育料収入額を控除した額を比較して少ない額}}$$

$$\text{※標準負担額} = 3,186,000\text{円} \times \frac{\text{４月１日現在の在籍児童数}}{2.6} + \text{その他経費} - \text{保育料収入相当額}$$

※社会福祉法人における「剰余金（収益－費用）については、平成26年度決算（平成27年３月31日）までは、旧会計基準における「当期活動収支差額」を、平成27年度決算（平成28年４月１日）以降は、新会計基準における「当期活動増減差額」をそれぞれ適用すること。

２　保育料収入相当額は、２４，０００円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は、表１のとおりである。

表１　上限人数

種　　別	保育児童
Ａ型	４人
Ａ型特例	１人
Ｂ型	１０人
Ｂ型特例	１８人

３　負担能力指数による調整率は、以下の表のとおりとする。ただし、介護事業所内保育施設設置後３か年を経過していない施設にあっては、最上位の率（０．７）とする。

負担能力指数	調整率
５未満	０．７
５以上２０未満	０．５
２０以上	０．３

第２　病児等保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

１　対象児童

(1) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な介護事業所内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童

(2) 保育所に通所している児童ではないが、上記（1）と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

２　対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として７日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

３　施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けることとする。また、安静室は病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として１．６５㎡以上であることとする。

４　職員配置等

(1) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

(2) 児童の受け入れに当たっては、当該医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(3) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(4) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

５　利用事務手続等

(1) 利用事務手続については、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(2) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。

ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

６　保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり３，２００円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし，飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げない。）

７　その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。